

令和元年5月29日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K03267

研究課題名(和文) わが国刑事裁判への参加制度導入をめぐる比較政治学的研究

研究課題名(英文) The Introduction of Jury Systems in Japan: A Comparative Study

研究代表者

鹿毛 利枝子 (Kage, Rieko)

東京大学・大学院総合文化研究科・准教授

研究者番号：10362807

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、わが国の刑事裁判における国民参加制度(「裁判員制度」)の特徴を国際比較の観点から位置つけた上で、その導入理由を分析する。本研究は、裁判官から市民への「権限の委譲」という観点からすると、裁判員制度はスペインと韓国の間であり、各国における権限移譲の程度が、政党政治から説明可能であることを、詳細な事例研究に依拠しつつ示した。本研究の最大の研究成果は2017年末に公刊された著書、Who Judges? Designing Jury Systems in Japan, East Asia, and Europe (Cambridge University Press)である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

司法分野をめぐる政策決定は、すぐれて政治的・政策的であるにも関わらず、わが国政治学では十分に考察されてこなかった。わが国の司法部門は独立性が低いといわれるが、古くは公害訴訟や、近年の一連の薬害訴訟判決などをみても、司法が政治・行政に重要な影響を与えることは少なくない。アメリカ政治学においては、司法と政治・行政の関係について、様々な理論化が試みられてきたが、大統領制と、わが国のような議院内閣制では三権の関係も質的に異なる。本研究は、わが国の政治・行政・司法の関係について理論化を試みるだけでなく、議院内閣制諸国一般における三権の関係についても理論化に繋がる枠組みを示すものである。

研究成果の概要(英文)：This study sought to explain the introduction and design of new jury/lay judge systems from a comparative perspective. Jury or lay judge systems typically transfer powers regarding verdict and sentencing from professional judges to citizens, but to varying degrees in different countries. The study showed that in terms of "transfer of powers" from professional judges to citizens, Japan lies in between Spain and South Korea, both of which also introduced new systems of participation in criminal trials in recent years. The study drew on analyses of fifty years of Japanese parliamentary debates as well as careful case studies of Japan, South Korea, Spain, and Taiwan, to demonstrate that the difference in the extent to which countries chose to transfer powers from professional judges to the citizens may be explained by the different configurations of party politics in these countries, particularly by the preferences and relative power of "new left"-oriented parties.

研究分野：比較政治学

キーワード：比較政治 裁判員制度 司法政治 陪審制 参審制

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究は、わが国の刑事裁判における国民参加制度(「裁判員制度」)の特徴を国際比較の観点から位置づけた上で、その導入理由を分析することを目指した。戦後日本では、一貫して職業裁判官による刑事裁判が行われてきたが、2009年から導入された裁判員制度の下では、国民が有罪無罪・量刑の双方について、職業裁判官とともに合議で決めることとなった。

刑事裁判に国民参加を認めることは、生きた「市民感覚」を刑事裁判に反映させ、司法の正統性の維持・向上に繋がりうる一方で、とりわけ保守政党からすれば、大きなリスクも伴う。有罪無罪や量刑をめぐる判断について、裁判官や検察官が長年構築してきた「相場」が崩れかねないだけではない。同様の行為に対しても、裁判員が異なれば、異なる量刑が下される可能性がある。しかも裁判員制度は、国民が国の意思決定に直接参加する数少ない機会として、刑事裁判を超えたインパクトも及ぼしうる。アメリカの陪審制や、わが国の検察審査会をめぐる研究などでも、刑事手続への参加は、市民意識の向上など、社会的教育的効果が認められることが示されてきた。実際、わが国でも裁判員制度の導入後、裁判員を務めた人々による死刑廃止運動が組織されたりしており、参加した人々の意識に一定の影響を与え始めている。

2000年ごろまでには、ほとんどの先進諸国において、陪審制や参審制など、刑事裁判に対する国民の参加制度が導入されていた。この意味で、わが国は先進諸国の中でも「逸脱事例」であった。しかし2000年代末には、日本だけでなく、韓国・台湾も刑事裁判における国民参加の制度の導入を導入、あるいは検討している。それまで刑事裁判の中で国民に参加機会を作って来なかった東アジアの国々が、様々なリスクのある中、2000年代末という時期に、参加の制度を導入・検討したのはなぜか。また日本では被告人は裁判員裁判を受けるか否かについて選択権をもたないが、韓国の「国民参与制度」の下では、被告人が参与員裁判を受けるか否かについて選択権をもつなど、東アジア地域の中でも制度上、重要な違いもみられる。日本・韓国・台湾における参加制度の共通性や差異をもたらした要因は何か。本研究では、わが国の裁判員制度の導入をもたらした要因を、韓国・台湾の事例と比較しつつ、また西ヨーロッパ諸国における歴史的な事例とも対比しつつ、分析することを目指した。

これまでに行ってきた研究との関係では、博士論文において、戦後日本の市民参加の規定要因を分析し、2011年には成果を単著として公刊した。この研究において、参加を促す政策が、市民参加の一つの重要な決定要因であるとの知見が得られたことから、その後、市民参加を促す政策の決定過程の分析へと研究の焦点を移し、この観点から、2011-13年度の間研究分担者として参加した共同研究「アカウントビリティ改革をめぐる政治学」(科研・基盤B)では、わが国における裁判員制度の導入過程について考察を行った。しかしこの研究は単独事例研究であり、複数の仮説の妥当性を十分に検証することができなかった。本研究は、この分析を発展させ、刑事裁判への参加制度の形成要因を国際比較の観点から探ろうとするものである。

2. 研究の目的

わが国における裁判員制度導入について、上記共同研究プロジェクトの一環として、質的研究を行ってきたが、この研究に基づいて、刑事裁判への参加制度の導入と、国毎の制度的差異が生じる要因として、三つの仮説を得た(むろん、三つの仮説は相互に排他的ではない)。

第一に、社会アクターによるロビイングを重視する仮説である(「社会的アプローチ」)。刑事裁判に対する国民参加については、とりわけ日本弁護士連合会(以下、日弁連)が一九八〇年代から熱心に提唱してきた。司法改革審議会における制度設計の段階にも、日弁連は積極的に関わっている。国際比較の観点からも、社会アクターの主張が参加制度の実現や、各国の制度

設計に重要な影響を及ぼした可能性がある。

第二に、官僚の役割を重視する仮説である（「行政的アプローチ」）。これまでに行った日本の事例の分析でも、社会アクター、とりわけ日弁連によるロビイングの重要性は認められたが、同時に、法務省や最高裁判所が強く反対しなかった点も重要であった可能性が示された。国際比較の観点からみた場合にも、各国の行政・司法部門の官僚機構が参加制度の導入やその制度設計に重要な影響を及ぼした可能性がある。

第三に、政党間のダイナミクスを重視する仮説である（「政治的アプローチ」）。これまでの分析でも、主要政党の見解は、裁判員制度導入そのものの可否よりも、むしろ裁判員の人数や権限など、制度設計面をめぐって分かれた。国際比較の観点からも、各政党の立場や、政党間のダイナミクスが、刑事裁判への参加制度の実現や設計に決定的な影響を及ぼした可能性がある。

これらの仮説の妥当性を検証するため、本研究は三つの作業を予定した。まず、これまでに既に質的分析を行った、わが国裁判員制度導入の事例について、量的手法を用いて再分析を行うとともに、裁判員制度と同様、日弁連が熱心に提唱した、法曹一元制度導入の失敗の事例との比較分析を行うことで、裁判員制度導入をめぐる政治過程の特徴を浮き彫りにしようとした。第二に、わが国における裁判員制度の特徴を国際比較の観点から位置づけることを目指した。その際、特に二点に注意を払った。一つは、他の先進諸国との比較において裁判員制度がどのような特徴をもつのかという「横軸」である。第二に、歴史的にどのような刑事裁判参加制度がどのような時期に導入されてきたのかという「縦軸」である。選挙制度や大統領制・議院内閣制などの場合も、特定の制度が特定の時期に多くの国に導入されるという「波」がしばしば観察されている。本研究でも、特定の形態の刑事裁判参加制度が特定の時期に多く導入されてきたのか、考察することとした。国際比較の「横軸」と、歴史という「縦軸」の二軸において位置づけることで、わが国裁判員制度のより重層的な理解に繋げようとした。

第三に、このようにわが国の裁判員制度を比較の観点から位置づけた上で、裁判員制度の実現や、その制度設計を決定づけた要因を、上記三つの仮説を念頭に置きながら、比較の観点から考察することを目指した。その際、わが国と同時期に刑事裁判に対する参加制度を導入した韓国・台湾の事例を重視したが、それ以外の歴史的な事例も、必要に応じて視野に入れた。同時期に国民参加制度を実現しなかった国との比較も行った。むろん、分析を進める中で、上記の三つ以外の仮説も必要に応じて柔軟に検討した。

3. 研究の方法

研究は四年間であった。一年目に、これまでに行った裁判員制度の導入過程について、より多面的に分析を行った上で、二年目から四年目にかけて国際比較分析に進んだ。

初年度の平成 27 年度は、主として二つの作業を行った。まず、すでに行った裁判員制度導入の政治過程について、より多面的に分析を行った。第一に、量的分析を用いて再分析を行った。既に行った事例研究では、わが国における裁判員制度導入について、多くの情報を得て分析を行うことができたが、単一事例（裁判員制度の導入）の質的分析であったため、複数の仮説の妥当性を十分に峻別することができなかった。量的分析を加えることで、既に行った事例研究から得られた仮説の妥当性をより精密に検証することを目指した。

第二に、裁判員制度導入の事例の特色を浮き彫りにするため、法曹一元制度導入の失敗をめぐる政治過程との比較事例分析を行った。法曹一元制度は、裁判員制度と同様、有罪・無罪の判断や、量刑をめぐる判断を行う主体を、職業裁判官以外に拡大する制度である。また裁判員制度と同様、日弁連が熱心に提唱してきた制度でもある。にもかかわらず、一連の司法制度改

革では、法曹一元制度の導入は実質的に頓挫した。裁判員制度導入過程との共通点・相違点はどのような部分にあり、その共通点・相違点はどのような要因によって説明されるかについて、検討を行った。

平成 28 年度は大きく三つの作業を行った。第一に、前年度に引き続き、裁判員制度の量的研究と、裁判員制度・法曹一元制度の事例の比較研究について、国内外の研究会や学会などで報告を行い、フィードバックを得て、修正を続け、研究のさらなる精緻化を進めた。

第二に、第一の作業と並行して、国際比較研究に着手した。その第一段階として、この年度は、わが国における裁判員制度の特徴を、国際比較の観点から浮き彫りにする作業を行った。わが国の裁判員制度は、他の先進諸国の刑事裁判参加制度とどのような点で似ており、どのような点で異なるのか。また歴史的にみれば、どのような時期にどのような参加制度が導入される傾向があるのか。この作業は文献調査が中心となったが、短期間の海外実地調査も行った。この作業についても、法社会学者や刑事法学者の助言を仰ぎ、また韓国・台湾の研究者の助言も仰ぐことで、研究の確実性を期した。

第三に、次年度には、わが国を含めた先進諸国における刑事裁判参加制度の導入と、その設計の説明要因を絞り込む作業を始めるので、その下準備として、先行研究の読み込みを始めた。この作業はすでに行った事例研究の中でも一部行ったが、さらに範囲を拡大し、イギリスやアメリカ、ドイツ、フランスなど、陪審・参審制度の先進国といわれる国々において参加制度が導入された過程や、スペインやベネズエラなど、比較的最近参加制度が導入された国々も含めて、文献の読み込みを行った。

平成 29 年度は前年度に行った作業をベースに、わが国を含めた先進各国の刑事裁判に対する国民参加制度の規定要因を絞り込む作業を開始した。わが国と他の先進諸国における参加制度は、どのような要因によって形成されており、どこまでが共通の要因に、またどこまでが固有の条件によって左右されてきたのか。分析に際しては、とりわけ、わが国と同時期に参加制度を導入・検討した韓国・台湾との比較を重視したが、必要に応じて、他国の制度との比較も取り入れた。この作業には、主として事例（質的）分析を用いることを想定したが、量的分析も併用する可能性も検討した。

この作業についても、文献研究が中心となったが、必要に応じて、海外での実地調査も行った。また、国内外の研究会や学会にて成果の報告を行い、フィードバックを得ながら、柔軟に軌道修正を行った。本研究は国際比較研究であるので、関連国の専門家の助言を早めに得る機会を意識的に作ることで、研究の確実性を期した。そのためには、国内のみならず海外の学会で、かつ政治学だけでなく法社会学分野の学会での報告の機会を積極的に作った。

最終年度の平成 30 年度も前年度に引き続き、刑事裁判における参加制度の導入と、その制度設計をめぐる比較分析を行った。前年度に得たフィードバックをもとに、さらに仮説の精緻化を重ね、国内外の研究会や学会にて発表した。その上で、これまでの分析結果をまとめ上げる作業を進めた。進行中の分析は、引き続き、国内の学会やアメリカ政治学会その他国内外の学会・研究会において報告し、意見交換を図った。必要に応じて、柔軟に仮説の修正を行った上で、まとめの作業に入った。

4. 研究成果

1) 調査を進めるなかで、研究としては、刑事裁判に対する参加制度を導入するか否かのみならず、その具体的な制度設計を従属変数とすることとした。とりわけ、「裁判官から市民への権限移譲の程度」をキーワードに各国の採用した新しい参加制度を分類し、権限移譲の程度から

すると、わが国の裁判員制度は、同じく 1990 年代以降参加制度を導入したスペインと韓国の間位置づけることを明らかにした。権限移譲の程度のメルクマールとしては、どのような事件が陪審・参審・裁判員裁判などの対象となり、どのような事件が裁判官のみによって裁かれるのかを決める権限を裁判官がもつか否か、陪審等による判断が裁判官を拘束するか否か、が最も重要であるが、市民が裁判官とともに判断を行うのか裁判官とは離れて判断を行うのか(これはいわゆる陪審制と参審制の違いとも重なる) 裁判官に対する陪審員等の人数、などもメルクマールとなる。「権限移譲の程度」から各国の陪審制度等を分類するというのは、本研究の提示した新たな視点であり、わが国の裁判員制度のみならず、今後導入される新たな制度を考える上でも重要な枠組となるものと考えられる。

2) 上記のようにわが国の裁判員制度を「権限移譲の程度」という比較の観点から位置付けた上で、各国における「権限移譲の程度」に差異が生じた要因を分析した。日本およびわが国と近い時期に参加制度の導入を検討もしくは実現したスペイン・韓国・台湾との詳細な比較分析の結果、検討した仮説のうち、「政治的アプローチ」、つまり政党政治に着目するアプローチが各国における制度設計の違いをもっともよく説明することが示された。この点は、4 か国の参加制度導入過程の詳細な事例分析のみならず、政党位置に関する各種国際調査 (Comparative Manifesto Project や政党位置に関するエリート調査) に依拠した量的分析からも裏付けられた。裁判員制度という、市民を国家の意思決定に参画させるような制度の設計が、エリート間のダイナミクスによって決まるという知見は、たとえば参政権の拡大が、政党間のダイナミクスによって決まるという、近年の民主化研究の知見とも符合するものである。

3) 本研究については、国内外の学会・研究会等で報告を行ったが、最も重要な成果は、2017 年に公刊した著書 *Who Judges? Designing Jury Systems in Japan, East Asia, and Europe* (Cambridge University Press) である。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1 件)

Rieko Kage, “Book Review: Masahiro Fujita, *Japanese Society and Lay Participation in Criminal Justice*,” forthcoming, *Asian Journal of Law and Society*.

〔学会発表〕(計 6 件)

- 1) Rieko Kage, “Who Judges? Designing Jury Systems in Japan, Taiwan, South Korea, and Spain,” Paper Presented at the Annual Meeting of the Law and Society Association, Toronto, Canada, June 2018.
- 2) Rieko Kage, “Who Judges? Designing New Jury Systems in Developed Democracies,” Paper presented at the Annual Meeting of the Asian Law and Society Association, Hsinchu, Taiwan, December 2017.
- 3) Rieko Kage, “Who Judges? Designing New Jury Systems in Developed Democracies,” Paper presented at the Annual Meeting of the American Political Science Association, September 2017.
- 4) Rieko Kage, “Who Judges? Introducing Jury Systems in Developed Democracies,” Paper presented at the Annual Meeting of the American Political Science Association, September 2016.
- 5) Rieko Kage, “Who Judges? The Introduction of Jury Systems in Industrialized Democracies,” Paper presented at the World Congress of the International Political Science Association, Poznan, Poland, July 2016.
- 6) Rieko Kage, Partisan Politics and the Introduction of Lay Judge Systems in Japan and East Asia, Paper presented at the 4th Annual East Asian Law and Society Conference, Waseda University, August 2015.

〔図書〕(計 1 件)

Rieko Kage, *Who Judges? Designing Jury Systems in Japan, East Asia, and Europe*. Cambridge: Cambridge University Press, 2017.

〔産業財産権〕

出願状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

東京大学 BiblioPlaza、https://www.u-tokyo.ac.jp/biblioplaza/ja/D_00153.html（日本語紹介ページ）、https://www.u-tokyo.ac.jp/biblioplaza/en/D_00153.html（英語紹介ページ）

招待講演

- 1) Rieko Kage, “The Politics of Judicial Reform in Japan,” Contemporary Japan Group, Institute of Social Science, University of Tokyo, February 2019.
- 2) Rieko Kage, “Who Judges? Designing Jury Systems in Japan, East Asia, and Europe,” Program on US-Japan Relations, Harvard University, Cambridge, MA, March 2018.
- 3) Rieko Kage, “Who Judges? Designing New Jury Systems in Japan, Taiwan, and Beyond,” Department of Political Science, National Chengchi University, Taipei, Taiwan, December 2017.
- 4) Rieko Kage, “Let the People Judge: The Introduction of the Jury System in Japan in Comparative Perspective,” Yale Project on Japan's Politics and Diplomacy Series, Yale University, New Haven, CT, September 2015.

6 . 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。